

平成29年度第1回 西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議 会議録

1 日時

平成29年9月6日（水）午後1時30分から午後2時15分まで

2 場所

衣浦東部保健所 3階 大会議室

3 出席者

別添出席者名簿のとおり

4 傍聴人

なし

5 議事等

(1) 議題

ア 西三河南部西医療圏保健医療計画の原案について

イ 介護保険施設等の整備承認について

(2) 報告事項

第7期愛知県高齢者健康福祉計画の策定について

(3) その他

6 会議の内容

○ 事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

平成29年度第1回西三河南部西圏域保健医療福祉推進会議を始めさせていただきます。私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます衣浦東部保健所 次長の鈴木でございます。

それでは、会議に先立ち、開催者を代表いたしまして、衣浦東部保健所 吉田所長からご挨拶を申し上げます

○ 事務局（吉田 衣浦東部保健所長）

失礼いたします。衣浦東部保健所の吉田でございます。本日は、大変お忙しい中、また、いろいろな事業が立て込んでいます中、ご出席いただきましてありがとうございます。

平成29年度の1回目の西三河南部西圏域の保健医療福祉推進会議でございます。本会議の目的でございますが、愛知県では保健医療福祉分野に関しまして、様々な大きな計画・施策を行っておりますが、その重要な部分につきまして、ご出席の皆様からご意見をいただき、また、連携調整を深めまして効果的に施策を推進するために開催させていただくものでございます。

本日は、議題を2項目、報告事項1項目を事務局より用意させていただきました。議題の1点目でございますが、かねてから、関係者の皆様にご尽力いただいております医療計画でございますが、愛知県では県全体と医療圏ごとに取りまとめている最中でございますが、当医療圏でも関係者の皆様にご尽力いただきまして、原案まで取りまとめることができました。本日は、その原案をお示ししまして、関係の皆様のご意見を頂戴したいと考えております。

議題の2点目でございますが、介護保険関係の施設の整備計画につきまして、何点か計画が出ておりますので、この整備計画についてご承認いただければと思っております。

最後になりますが、報告事項ですが、今年度、愛知県は保健医療計画のみならず計画の当たり年でございまして、今回の報告事項で上げさせていただきました高齢者の健康福祉計画もその一環でございまして、県の高齢福祉課の方から担当が来て説明させていただきます。

限られた時間ではございますが、盛り沢山の内容となっておりますので、皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

また、一部の委員の皆様におかれましては、この後、地域医療構想推進委員会と二階建てとなっておりますので、長丁場ではございますが、よろしく申し上げます。

○ 事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

ありがとうございました。

それでは、会議に先立ちまして、資料の確認をいたします。先日、郵送させていただきました資料でございますが、資料1-1「西三河南部西医療圏保健医療計画原案（案）」、資料1-2「現行計画からの主な変更点」、資料2-1「介護保険施設等の整備計画について①（案）」、資料2-1「介護保険施設等の整備計画について②（案）」、資料2-3「介

護保険施設等の指定等に関する取扱要領」、資料3「第7期高齢者健康福祉計画の策定について」でございます。また、本日机前にお配りさせていただいた資料としましては、「会議次第」、「出席者名簿」、「配席図」、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」、「西三河南部西医療圏保健医療計画原案（案）修正意見連絡票」、「第5期愛知県障害者福祉計画の策定について」でございます。不足があります方、本日資料を持参されなかった方がございましたら、お申し出いただきたいと思っております。

それでは、本日の出席者でございますが、お手元の「出席者名簿」及び「配席図」のとおりでございます。

本会議の議長につきましては、本日お配りしました開催要領の1ページ目、第4条第2項に「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」とございます。事務局といたしましては、刈谷医師会長の齋藤様をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（出席者から「異議なし」の発言）

ありがとうございます。それでは、齋藤様、議長席へ移動いただきまして、以降の進行をお願いいたします。

○ 議長（齋藤 刈谷医師会長）

こんにちは、刈谷医師会長の齋藤です。この会議の議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、その前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○ 事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

情報公開の取り扱いについて、3件ございます。1つ目ですが、本会議の議事については、全ての議事が公開となっております。2つ目ですが、本日の会議開催の案内は、当保健所のホームページに掲載しております。本日の会議の概要及び会議録につきましても、後日、ホームページに掲載する予定となっております。それから3つ目、傍聴でございますが、本日の傍聴人はございません。以上でございます。

○ 議長（齋藤 刈谷医師会長）

ただ今の会議の公開についての事務局案について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。

ご発言も無いようですので、事務局案のとおりといたします。

それでは、会議次第に沿って議事を進めます。

まず、議題（1）「西三河南部西医療圏保健医療計画の原案について」を事務局から説明をお願いいたします。

○ 事務局（久米 衣浦東部保健所主査）

衣浦東部保健所の久米と申します。

議題（1）「西三河南部西医療圏保健医療計画の原案について」を、説明させていただきます。

今年度が最終計画年度となります第6期の医療計画に代わります、来年度からの第7期計画の改定作業を、今年度、行ってまいりました。先日、7月26日には医療計画策定委員会を開催し、策定委員の皆様方に、素案を検討していただき、その後、郵送により、試案についてのご意見もお伺いいたしました。委員の皆様始めとする関係機関の皆様のご協力により、当医療圏の最新の状況を反映させていただくことができましたことを、ここに改めてお礼申し上げます。

本日資料といたしまして、今までの委員会等での検討内容を踏まえ、事務局で策定いたしました資料1-1「原案(案)」と、現行計画との主な変更点を記載した「資料1-2」を用意いたしました。現行計画からの修正点でございますが、個々の変更箇所を説明いたしますと、膨大な量となりますので、本会議では、主だった点のみを取り上げる形とさせていただきますので、ご了承ください。

まず、資料1-1の1ページ目、「はじめに」ですが、本計画が、平成37年、2025年に向けてバランスのとれた病床の機能分化と連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、平成28年10月に策定された「愛知県地域医療構想」を踏まえたものであることを記載しております。また、医療と介護や福祉との連携を推進する地域包括ケアに関連した現状や課題等を記載しております。

続きまして、「第1章 地域の概況」ですが、3ページ、「表1-3-1 人口推移」にございますとおり、平成2年を100とした当医療圏の人口指数は、平成29年に122と、ここ10数年では20%増加しておりますが、4ページ、「表1-3-4 人口の推移」によりますと、65歳以上人口につきまして、平成25年を1とした場合、平成37年は1.21、平成52年は1.47と、高齢化の進展が見込まれております。

また新しい項目といたしまして、8ページに「4 外国人住民の状況」といたしまして、当医療圏における外国人住民数等について記載してございます。また、10ページ以降、「第5節 地域医療構想における構想区域の状況」に、地域医療構想のうち、当医療圏に関する部分を抜き出し、記載しております。

続きまして、13ページ以降、「第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標」でございますが、「第1節 がん対策」「第2節 脳卒中对策」「第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策」「第4節 糖尿病対策」、この4つの節におきましては、部位ごとや疾患ごとの死亡者数の表、標準化死亡比の表、患者の入院医療機関所在地別の表など、最新のデータを採用し、また本文につきましても現行計画より、より詳細に記載しております。また、当医療圏内の医療機関の様々な取り組みや実績などについても記載しておりますが、細かな説明については省かせていただきます。

続きまして、「第5節 精神保健医療対策」でございますが、39ページ、「2 精神保健」 「(1) 精神保健福祉の普及啓発」では、様々な啓発活動や自殺予防対策について、また40ページ「3 医療提供体制」 「(2) 専門医療体制」では、アルコール問題への当医療圏での取り組みについて、また41ページ、「5 精神障害者の地域移行支援」では、長期入院者に関する現状や、地域移行に係る課題などについて記載してございます。

続きまして、「第3章 救急医療対策」でございますが、最新の状況といたしまして、例えば、52ページ「1 救急医療体制の整備」 「(1) 第1次救急医療体制」におきまして、選定療養費値上げ等に起因すると思われ、第3次救急医療機関への時間外受

診者数が、近年若干減少傾向にあることを記載してございます。具体的な数値については、表3-1に記載されてございます。また、53ページの上の方、「1 救急医療体制の整備」の「(4) 救命期後医療」におきまして、地域医療構想や地域包括ケアシステムの構築による、救命期後医療の「出口問題」への対応について記載してございます。

続きまして、「第4章 災害医療対策」でございしますが、58ページ、「1 平常時における対策」「(1) 愛知県及び当保健所の対策」におきまして、当医療圏におきまして、皆様の協力を得て平成28年2月に作成いたしました「医療救護活動計画」について触れてございます。また59ページ、「(2) 市及び医療機関の対策」におきまして、当医療圏内の4医師会及び5病院との間で交わされました、災害時の広域連携に関する覚書について記載してございます。

続きまして、62ページ以降、「第5章 周産期医療対策」及び「第6章 小児医療対策」でございしますが、第2章のがん対策などと同様に、本文の記載をより詳細にし、新たな表を追加しております。また、小児医療対策の地域の取組みといたしまして、69ページに厚生連安城更生病院での小児がん治療を始めとする長期入院の小学生のための院内学級の取り組み等について記載いたしました。

また、「第8章 在宅医療対策」では、76ページに「4 地域包括ケアシステム体制の整備」といたしまして、在宅医療サポートセンターの設置やICTの活用について記載してございます。

また、「第9章 病診連携等推進対策」では、地域の取組みといたしまして、78ページに、新たな地域医療支援病院に刈谷豊田総合病院が指定されたこと、及びオンラインネットワークシステムの構築について触れてございます。

また、「第10章 高齢者保健医療福祉対策」では、82ページ、「3 地域支援事業」といたしまして、平成29年度から各市において実施されております「介護予防・日常生活支援総合事業」について、同じく82ページ、「4」に、今後ますます重要度が増すと思われ、各医療機関や各市における「認知症対策」について、また83ページでは「6 高齢化の進展に伴う疾病等」といたしまして、高齢化の進展に伴い増加が予想される「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」、「フレイル（高齢者の虚弱）」等について、現状・課題を記載してございます。

続きまして、91ページ以降の、「第11章 薬局の機能強化等推進対策」ですが、「第1節 薬局の機能推進対策」に、厚生労働省で新しく示されました「患者のための薬局ビジョン」及びその関連事項について、現状・課題を記載しております。

また、95ページ以降でございしますが、「第12章 難治性の疾患対策」といたしまして、当医療圏での難病に対する取り組みについて、新たに章を起し追加してございます。

非常に簡単ではございますが、主な変更点の説明は以上とさせていただきます。

今後の流れでございしますが、今回資料送付が開催間近となってしまう、また内容も多岐にわたりますので、本日これから意見をいただく以外に、本日以降、9月12日火曜日までの間、本原案（案）に関するご意見を募集いたします。ご意見がある場合、本日も配りしております意見照会用紙を使用していただき、ファクシミリでお寄せいただきたいと思います。

本日あるいは後日お寄せいただいたご意見により、事務局で修正させていただいたものを、当医療圏の医療計画の「原案」として、9月中に愛知県の医療福祉計画課に送付させていただきます。

その後、県の医療審議会、県民の方々へのパブリックコメント、県庁の各課でのチェック等により、得られた修正意見を基に、事務局で修正し「最終案」を作成いたします。

今後の修正につきましては、軽微なもの以外で内容変更が必要となった場合、その内容に関する関係機関と保健所で調整し、修正させていただく形を基本的にとらせていただこうと考えております。ただし計画の方向性を大きく変えるような修正を行う必要が生じた場合、2月の圏域推進会議より前に、再度医療計画策定委員会を開催させていただく場合がございますので、その際は、策定委員の方々には、ご足労ですが、ご出席をお願いいたします。

最終案につきましては、来年2月開催予定の圏域推進会議で再度構成員の方々にご検討いただき、その後医療審議会でも検討のうえ、来年3月に公示させていただくこととなります。

また、今回の医療計画の改定にあたりまして、医療法上でも、また国の通知上でも触れられている、「介護保険事業（支援）計画などの他計画との整合性の確保に留意する必要」とされております点ですが、現在、整合性を確保するための方策について、県庁からの具体的な指示を待っている状態であり、必要に応じ、関係機関の方々との調整や、臨時的ワーキンググループを開催する場合がございますのでお知らせしておきます。

議題（1）については、以上です。

○ 議長（齋藤 刈谷医師会長）

ただ今の説明にご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

よろしいですか。ご意見がありましたら、用紙に記載していただいて保健所事務局の方へ送付いただければと思います。

それでは、ご発言もないようですので、議題（1）については、終了します。

それでは、議題（2）「介護保険施設等の整備承認について」を事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（矢田 西三河福祉相談センター次長）

西三河福祉相談センター次長の矢田でございます。

日頃は、福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、私から「介護保険施設等の整備計画について」をお手元の資料2-1、2、3により説明させていただきます。

本県では介護保険制度の円滑な運営に資するため、介護保険施設等の整備にあたりましては、圏域ごとの推進会議におきまして関係機関の皆様の意見調整等を行い、手続きの公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うこととされております。資料2-3「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」の第2でその旨が規定されております。

この度、同要領第4の規定により、平成29年5月末までに2件の事前相談票の提出がありました。

それでは、資料2-1「介護保険施設等の整備計画について①」をご覧ください。

まず、1件目は、(1)「事前相談票の概要」に記載のとおり、介護老人福祉施設いわゆる特別養護老人ホームにつきまして、社会福祉法人知立福祉会から、知立市で現在運営しておられます「ほほえみの里」につきまして、現在の70人定員を9人増やし、79人になりたいという内容でございます。

こちらは、併設されているショートステイの定員は16人あるのですが、そのうち1ユニット7人分をショートステイに集めまして、残りの9人分を特別養護老人ホームに変更し、平成29年10月に開所しようとするものです。

その下の「(2)平成29年3月31日現在の既存数の公表」をご覧ください。こちらは、取扱要領第3に基づきまして、平成29年3月31日現在の施設別既存数が愛知県のホームページ等に公表されているものでございます。資料には、そのうち介護老人福祉施設だけの数字を示させていただいております。左から、平成29年度整備目標数が2,353人、平成29年3月31日現在の認可入所定員総数が2,153人であり、この数字の中には既に整備が決まっております刈谷市内の120床、安城市内の100床を含んだ数字でございます。整備目標数から認可入所定員総数を差し引いた数となります200人が今年度の整備可能数となりまして、今回の9人は、枠の範囲内ということになります。

また、要領第4第2項に基づき、今回の整備予定地である知立市に市の計画の範囲内かどうかまた、参考意見を伺いましたところ、市介護保険事業計画における範囲を超過するものの、昨年度、新設された特養も定員に達し、既存の特養も待機者を抱えている現状であるため、必要であるとのご意見をいただきました。

別に、圏域内の他市にもご意見をお聞きしたところ、特に修正意見はありませんでした。

よって、1件目の案件につきましては、「(3)整備計画(案)」のとおり8月18日の幹事会に諮りまして、事務局案とさせていただきます。

次に、2件目は資料2-2をご覧ください。社会福祉法人昭徳会から、高浜市で現在運営しております「養護老人ホーム高浜安立」定員50人につきまして、混合型特定施設入居者生活介護の指定を受けたいというものでございます。こちらは現在、同敷地内において改築が進められており、平成30年の春には竣工予定とのことで、居室を個室化するなど、改築後は特定施設の設備基準を満たすことになります。

ここで、特定施設の整備枠の考え方につきまして、説明させていただきます。特定施設には、養護老人ホームやケアハウス、介護付有料老人ホームのうち、要介護認定者のみを受け入れる施設の介護専用型特定施設入居者生活介護と、先程の3施設のうち、要介護認定者以外の要支援の方、自立の方も受け入れる施設となる混合型特定施設入居者生活介護がありますが、今回該当する混合型につきましては、取扱要領第3第2項の規定により、定員数の7割を要介護認定者整備枠として設定することになっております。

よって、今回の件の定員は50人ですので、7割の35人が必要な整備枠数となります。

「(2)平成29年3月31日現在の既存数の公表」をご覧ください。こちらには整備枠

等うち、当圏域の混合型特定施設入居者生活介護にかかる部分について載せております。

左から、平成29年度整備目標342人に対し、29年3月31日現在の推定利用定員総数が252人ということで、差し引いた90人の枠がありますので、今回の35人は枠内となります。

また、今回の整備予定地であります高浜市に市の計画の範囲内かどうか、また参考意見を伺いましたところ、市介護保険事業計画における範囲を超過するものの、今後、要介護認定者の増加等が見込まれ、特定施設が必要との意見をいただきました。

この案件につきましても、圏域内の他市にご意見をお聞きしたところ、特に修正意見はありませんでした。

よって、2件目の案件につきましては、「(3) 整備計画(案)」のとおり幹事会に諮りまして、事務局案とさせていただきます。

以上2件の整備計画(案)についての、承認の是非にかかる協議をお願いいたします。

○ 議長（齋藤 刈谷医師会長）

ただ今の説明にご質問・ご意見がありましたら、お願いします。ご質問は、ございませんか。よろしいですか。

では、異議も無いようですので、「介護保険施設等の整備承認について」につきましては、事務局案のとおり、「承認」といたします。

○ 議長（齋藤 刈谷医師会長）

それでは、報告事項(1)に入ります。

報告事項(1)「第7期 愛知県高齢者健康福祉計画の策定について」を事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（中西 高齢福祉課課長補佐）

愛知県庁高齢福祉課 介護保険企画・審査グループ 課長補佐の中西でございます。本日お集りの皆様方におかれましては、日頃より本県の高齢者福祉施策に対し、格別なご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本日は、私どもで今年度策定いたします「第7期愛知県高齢者健康福祉計画」の概要につきまして、概要を説明させていただきます。

資料3をご覧ください。まず、最初に「1 策定の目的等」についてでございます。この計画は、本県の総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉法に基づきます「老人福祉計画」と、介護保険法に基づきます「介護保険事業支援計画」、この2つの法定計画を一体として作成するもので、これを本県では「高齢者健康福祉計画」という名称としているところです。

計画期間は、法律の規定に基づきまして3年間とされておりまして、現行第6期が今年度をもって満了いたしますので、今年度中に、平成30年度から32年度までを計画期間といたします第7期計画を策定するものです。

この計画の策定にあたりましては、国の定める基本指針に即していくこと、また各介護保険の実施者であります各市町村様におかれましては、同様に介護保険事業計画というものを策定いただきますので、市町村の計画と整合させつつ、介護保険サービスごとの利用見込量や介護保険施設の整備目標などを定めてまいります。

続いて、「2 第7期計画の位置付け」でございます。現行の第6期計画以降の計画につきましては「地域包括ケア計画」と位置付けられておりまして、いわゆる団塊の世代と言われる方々が75歳以上となります2025年、平成37年に向け、各計画期間を通じて、段階的に、地域包括ケアシステムを構築していくものとされております。第7期計画期間においては、現行の第6期までに開始いたしました医療・介護連携等の取組の状況等を踏まえつつ、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進させるため、「保険者機能の強化」等の取組を進めることとされております。

続いて、「3 基本指針見直しの主なポイント」でございます。最初、策定の目的の所で軽く触れました、計画の元となります国の基本指針におきまして今回新たに位置づけられたもの、また内容の拡充が図られましたもののうち主な項目を簡単に説明させていただきます。

「(1) 高齢者の自立支援や重度化防止への取組及び取組に対する支援」でございます。今年6月に介護保険法の一部改正がございました。その一部改正によりまして、今後、各市町村におかれましては、いわゆるPDCAサイクルを活用した高齢者の自立支援や重度化防止に取り組むこととなりました。

具体的なイメージにいたしましては、右の方の上の図を見ていただければと思いますが、まず、各種統計データ等に基づきまして、それぞれの市町村様におかれましては、まず地域課題の分析をしていただき、その分析された地域課題に沿った形で、その取組みの内容・目標を今回の計画の中で落とし込んでいただくと。計画期間3年間をかけて様々な取組みをしていただいたうえは、適切な指標に基づきまして、その実績を評価していただき、また公表していただく。こうしたサイクルを繰り返して続けていくことで、各保険者の機能強化を図っていくものでございまして、都道府県は研修等を通じ、こうした取り組みを進めていく市町村への支援を行っていくとされております。

続きまして「(2) 地域ケア会議の推進」です。高齢者の個別事例の検討・支援を通じて、多職種協働によるネットワークの構築や地域課題の把握等を進める地域ケア会議は、従来から地域包括支援センターを中心に取組を進めていただいているところでございますが、今回指針上におきましては、更なる推進を図るということで、そのための取組を計画の中に位置付けること、と新規で示されたものでございます。

続きまして、「(3) 医療計画との整合性の確保」についてでございます。地域包括ケアシステム構築のための在宅医療と介護との連携の推進については、現行の第6期計画期間中において既に位置付けられており、それぞれの地域において様々な取組みを進めていただいているところと思いますが、第7期からはそれぞれの地域における保健医療計画と介護保険計画の見直し及び作成のサイクルが一致していくこととなりますので、これらの計画の整合性の確保がこれまで以上に重要なものとして位置付けられたものでございます。具体的には、医療計画の方でも説明がありましたが、医療計画の「高齢者保健医療福祉対策」の章と、私どもの高齢者健康福祉計画の内容を整合的に作っていくことになろうかと

考えております。

続いて、「4 計画策定体制」についてです。計画の策定に当たりましては、名古屋大学の松尾総長を委員長とします「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」を設置しまして、いろいろとご意見を伺いながら、策定を進めて参ります。

最後に、「5 策定のスケジュール」でございます。去る8月9日に第1回目の策定検討委員会を開催いたしました。第1回目の策定検討委員会におきましては、主に計画の基本理念や基本目標などについて、委員の皆様方のご意見をいただいたところでございます。計画の位置付けの中でも触れさせていただきましたように、第7期計画は第6期から始めさせていただきます地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みをさらに進めていくものでございますので、基本理念・基本目標につきましても第6期のものをそのまま踏襲していき、そのまま引き続き行っていくとしてご了承をいただいたところでございます。

今後につきましては、今作成していただいている市町村計画の取りまとめや市町村計画のヒアリング等を進めて、市町村様との調整を行い、県の施策や目標などをとりまとめた計画素案を作成しまして、12月下旬に開催予定の第2回策定検討委員会に諮らせていただくことを予定しております。

その後、年を明けた1月にはパブリックコメントを実施させていただき、その後意見を反映させていただいた最終案を3月中旬開催予定の第3回策定検討委員会にお諮りした後、3月下旬に計画の最終的な策定、公表という流れで予定しているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（齋藤 刈谷医師会長）

ただ今の説明にご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

○ 鈴木 安城市子育て健康部長

安城市です。市の計画を策定する上で参考にさせていただきたいのですが、地域包括ケアの次のステップということで、国の方では、「地域共生社会の実現」ということを謳ってきているのですが、その部分については県計画に反映させていけないのですか。

○ 事務局（中西 高齢福祉課課長補佐）

「地域共生社会の実現」というところでございますが、高齢者健康福祉計画に、特に改めて記載する点は余りないのかなと現状では考えております。もともと「地域共生社会の実現」というもの自体が、今はそれぞれ、障害福祉、高齢福祉、それから、いわゆる児童、子育て対策というところでやっております、それ以外の部分ということになってきますので、基本的に大きく計画として位置づける部分ということになると、本来は地域福祉計画の方がメインになってくるものと考えております。

今回も、社会福祉法の改正の方がメインになってきているかと思いますが、ただ、高齢者福祉、介護保険法の関係といたしましては、新たに障害者・児の方と高齢者の方が一体的なサービスを受けられやすくするよというということで、新たに共生型サービスというものをサービスメニューとして設けることが位置付けられておりますので、そのような点については、新たに位置付けさせていただきますが、それ以外の部分につきまして、特にそ

のことにおいて、計画上何か位置づけることは、現状のところ、こちらとしては特に具体的に今思い浮かんでいるとか、予定されているものはないということでございます。

○ 議長（齋藤 刈谷医師会長）

はい、ありがとうございます。

○ 鈴木 安城市子育て健康部長

国の方が、「縦割り」から「丸ごと」と言っていますので、高齢者は高齢者だけの計画という時代もだんだん終わっていくのかなと思っておりましたが、第7期高齢者健康福祉計画については、そのまま踏襲していくということですね。

○ 事務局（中西 高齢福祉課課長補佐）

あくまで今回作らせていただくのは、老人福祉法に基づく計画と介護保険法に基づく計画を作らせていただくということになってくるので、いわゆる「地域丸ごと」ということで、もちろん地域の中での計画ということはあるのですが、あくまで対象となるべきは「高齢者」ということが、この計画の位置付けになると思います。

そのような意味で、一番メインとなってくる計画は、本来であれば地域福祉計画がそれに当たるものであると考えているところでございます。

○ 鈴木 安城市子育て健康部長

国から「丸ごとでやるように」との指示が県に来ていないかと思っただけです。わかりました。ありがとうございました。

○ 議長（齋藤 刈谷医師会長）

よろしいですか。他にご質問、ご意見は、ありませんか。それでは、他には、質問もないようですので、報告事項（1）を終了します。

最後に「その他」ですが、事務局から1点説明があるようですので、お願いいたします。

○ 事務局（久米 衣浦東部保健所主査）

衣浦東部保健所の久米と申します。

本日、参考に配布いたします、愛知県障害福祉計画に関する資料について、簡単に説明させていただきます。愛知県では、障害者総合支援法に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制を確保するために、障害福祉計画を策定しております。本計画は、今年度で第4期計画が終了し、平成30年度から3年間の計画期間を持つ第5期計画を策定するための作業が、県の障害福祉課により行われております。

その障害福祉課から、障害福祉計画の見直し内容やスケジュール、第4期との目標値の違い等を資料にしたものを、この圏域推進会議の場を利用して、保健・医療・福祉の関係者の方に配布し、情報提供するよう、依頼がありましたので、A3の資料2枚、「第5期愛知県障害福祉計画の策定について」と題されたもの及び「国の基本指針で示されている

成果目標の新旧対照表について」と題されているものを、本日お配りいたします。事務局からは以上です。

○ 議長（齋藤 刈谷医師会長）

その他、何か、ご意見・ご質問など、ありますでしょうか。よろしいですか。

ご発言もないようですので、「その他」を終了いたします。

それでは、これをもちまして、平成29年度第1回西三河南部西圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。

○ 事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

齋藤先生、ありがとうございました。どうぞ議長席からお戻りください。

この後、地域医療構想推進委員会を開催させていただきますが、当初のご案内どおり午後2時30分からとさせていただきます。

地域医療構想推進委員会の委員の方はこのままお残りいただきまして、委員でない方は、お気をつけてお帰りいただきたいと思います。と存じます。